

神栖市復興推進計画

平成 28 年 6 月 13 日

茨 城 県 神 栖 市

1. 計画の区域

神栖市全域

2. 計画の目標

東日本大震災により、本県では地震、津波により広範囲にわたって被災し、特に沿岸部においては、津波により生産活動の基盤に甚大な被害を受け、雇用に深刻な影響を及ぼした。

本市においても震度 5 強及び震度 6 弱の地震により、市内の多くの道路、浄水場、水道及び下水道などが著しく破損し、断水などによりライフライン機能が長期間にわたり停止（地域によっては約 3 ヶ月間）した。また、5,000 戸を超える家屋が、全壊や一部損壊などの被害を受けるとともに、市内各地での液状化現象により、避難者数は最多で 8,615 人に及んだ。

このような中で、本市経済の迅速な復興を図るため、病院機能の強化にかかる投資を支援することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の雇用機会の創出を図るとともに、地域産業に従事する住民の健康維持に寄与するため、本市の医療業において中核的な役割を担う医療施設の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する医療法人社団土合会（以下「対象事業者」という。）が運営する本市土合本町にある渡辺病院において、最新医療設備の導入やリハビリ病棟の拡張に係る病棟の建替及び増築を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における医療業は、市内の医療・福祉における従業員数で第1位の中核的産業である。

また、対象事業者の売上高は本市の医療業において概ね 1/6 を占めており、本市の医療、福祉に果たす役割として、市内の初期救急を担うほか、特に高齢者福祉の分野において重要な位置付けにあるものである。さらに、地域産業に従事する住民の健康維持が図れることに加え、新規の雇用者として 10 名を予定している。

このことから、当該病院の施設整備を行うことは、目標にある「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、昭和48年に本市で総合病院を開業して以来、当該病棟に隣接して介護老人保健施設とケアハウスを設立するなど、地域密着型の総合医療福祉トータルサービスを展開してきた。

当該計画を実施し、最新医療設備の導入やリハビリ病棟を拡張する事で、対象事業者に整備される回復期病床は、本市を含む鹿行地域において3病院目、本市においては初めて確保されるものとなる。

これにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出だけでなく、市内や周辺地域の急性期病院からの回復期患者の受け入れを担うことで急性期病院の負担を減らすことができ、地域の医療資源を有効活用することが可能となる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、茨城県、本市、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、対象事業者を構成員とする神栖

市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。